

松山市狩猟免許取得補助金交付要綱

平成23年要綱第28号

(趣旨)

第1条 本市における有害鳥獣による農作物被害を防止し、農産物の安定供給等を図るため、有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項に規定する狩猟免許をいう。）を取得した者に対し、予算の範囲内において、松山市狩猟免許取得補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、本市の区域内において農業を営む世帯員等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第2項に規定する世帯員等をいう。）又はその他市長が特に必要と認める者
- (2) 狩猟免許（わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に限る。以下同じ。）を新たに取得した者
- (3) 市内に事務所を有する猟友会に入会して地域の有害鳥獣の捕獲活動に従事する者
- (4) 納期限の到来した市税を完納している者

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、一般社団法人愛媛県猟友会が実施する狩猟免許初心者予備講習会（以下「講習会」という。）の受講料及び愛媛県が実施する狩猟免許試験（以下「試験」という。）の受験手数料とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1以内の率を乗じて得た額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(交付申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、松山市狩猟免許取得補助金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければ

ばならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、松山市狩猟免許取得
補助金交付決定通知書(第2号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(着手届及び完了届等)

第6条 規則第8条ただし書の規定に基づき、同条各号に掲げる書類の提出は要しないも
のとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 第5条の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」
という。)は、松山市狩猟免許取得補助金交付請求書(第3号様式)に市長が必要と認
める書類を添えて、市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるとき
は、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第11条ただし書の規定に基づき、同条に掲げる書類の提出は要しないもの
とする。

(決定の取消及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受
けたとき又は規則第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定
を取り消し、松山市狩猟免許取得補助金交付決定取消通知書(第4号様式)により、補
助事業者には通知するものとする。

2 市長は、前項の取消をした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限
を定めてその返還を命じるものとする。

(協力義務)

第10条 補助事業者は、率先して地域の有害鳥獣捕獲に協力するものとする。

(指導監督)

第11条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報
告を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

松山市狩猟免許取得補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 松 山 市 長

上記補助金について、下記のとおり申請します。

なお、この申請に伴う世帯の確認について、農業委員会の有する情報により私の情報を確認することに同意します。

申請者	住 所	松山市
	氏 名	印
		(生年月日 年 月 日)
	電 話 番 号	— —
補 助 申 請 額	円 (1,000円未満端数切捨て)	
農家世帯主名	(申請者と同一の場合は記入不要)	
取得した狩猟免許の種類	わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許 (○で囲んでください。)	
既に取得している狩猟免許の種類	網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許 (○で囲んでください。)	
講習会受講日	年 月 日	
免許取得日	年 月 日	
補助対象経費	円	

- ※添付書類 ① 狩猟免許（写し）
 ② 市税の完納証明書
 ③ 猟友会への入会を証する書面（別紙）

(別紙)

証 明 書

年 月 日

(宛先) 松山市長

猟友会会長

Ⓜ

下記の者は、当猟友会の会員であり、かつ、地域の有害鳥獣の捕獲活動に従事する者であることを証明する。

記

住 所

氏 名

猟友会入会日 年 月 日

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

松山市狩猟免許取得補助金交付決定通知書

様

松山市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

交付年度	年度
交付決定額	円
交付条件等	地域の有害鳥獣の捕獲活動に従事してください。
支払方法	松山市狩猟免許取得補助金交付請求書（第3号様式）の受領後、口座振替にて支払います。
指 示	(1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはなりません。 (2) この補助事業については、市長及び監査委員が調査又は監査することがあります。 (3) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき又は松山市補助金等交付規則第12条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 (4) (3)により取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を求めます。 (5) (4)により補助金の返還を求められたときは、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければなりません。 (6) (4)により補助金の返還を求められ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければなりません。

第3号様式（第7条関係）

松山市狩猟免許取得補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）松山市長

住 所

補助事業者

氏 名



上記補助金について、下記の金額を請求します。なお、補助金は下記の口座へ振り込んでください。

請求金額	円		
金融機関名		銀行	本店
			支店
		金庫	支所
		農協	出張所
預金種別	普通当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		
	氏名		

※添付書類 ① 講習会費用及びテキスト代の領収書（写し）

② 狩猟免許試験申請手数料の領収書（写し）

第4号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

松山市狩猟免許取得補助金交付決定取消通知書

様

松山市長 印

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、次のとおり決定を取り消しますので通知します。

交付年度	年度
交付決定額	円
取消理由	松山市狩猟免許取得補助金交付要綱第9条第1項第 号に該当
	(参考) 第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定を取り消し、松山市狩猟免許取得補助金交付決定取消通知書（第4号様式）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。 (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。 (2) 規則第12条第1項各号に該当するとき。 2 略